

タイヨー・ビッグハウスポイントカード会員規約

第1条 目的

タイヨー・ビッグハウスポイントカード会員規約（以下「本規約」）は株式会社タイヨー（以下「甲」という）が運営するポイントサービスに適用されるものとします。

第2条 会員資格

タイヨー・ビッグハウスポイントカード会員（以下「会員」という）とは、本規約を承認したうえで、ご利用されるお客様ご自身が入会の申し込みをされ、甲が入会を承認した方をいいます。

第3条 カードの発行

1. 所定のタイヨー・ビッグハウスポイントカード入会申込書（以下「申込書」という）に必要事項を自筆にてご記入いただくと、会員本人様が利用できるタイヨー・ビッグハウスポイントカード（以下「カード」という）を発行します。
2. カードの有効期限は最後のお買上ポイント付与日より2年間とします。
3. 年会費は無料とします。

第4条 会員特典の内容・提供方法

1. 特典

会員が当社の店舗（以下「店舗」という）を利用し、レジ精算前に本カードを提示された場合に当社の定めるポイント加算等の特典をご利用いただけます。ただし、一部の特典がいただけない店舗・精算機がございます。

2. ポイント加算

- ①現金その他当社の定める支払方法により当社の商品を購入された場合ポイントが加算されます。ただし、タバコ、切手その他当社が定めた一部の商品またはサービスにはポイント加算されません。
- ②加算したポイントは商品またはサービスの購入にご利用いただけるタイヨーポイントマネーと交換出来ます。なお、交換したポイントはそれまでに加算されたポイント（以下「累積ポイント」という）から差し引きます。
- ③累積ポイントは他のカードへ引き継ぎいただけません。

3. マイストアー

カードを申込みいただくときに、マイストアー（店舗）を登録させていただきます。お客様からの指定がない場合は申込店舗をマイストアーとさせていただきます。マイストアーはいつでも変更できます。既定の申込用紙を記入しマイストアー変更を申請してください。

4. タイヨーポイントマネー

- ①タイヨーポイントマネーは累積ポイントが当社の定めるポイントに達した時、店内備え

付けのチャージ機で交換出来ます。ただし、第2条の会員資格を有しない場合は、ポイント交換はできません。

②タイヨーポイントマネーの利用は次回のお買物からとさせていただきます。また当社が定める一部の商品にはご利用頂けません。

③タイヨーポイントマネーの有効期限は2年間です。

5. 返品取り扱い

ポイント加算した商品を返品する場合、利用時の発行レシートとともに本カードを提示するものとし、当該商品購入により取得したポイントは失効いたします。また、お買物券交換後に返品する場合は、お買物券の返還または利用ポイント相当額を請求させていただきます。

第5条 届出事項の変更

1. 会員は、申込書に記入した甲に対する届出事項を変更した場合、速やかにその旨を甲に連絡するものとします。なお、変更の連絡をいただいてから、情報の反映までに、約2～3週間程度お時間をいただく場合があります。

2. 会員は、前項の届出を怠った場合、甲からの通知または送付書類等が、延着あるいは到着しなかった場合においても、甲が通常到着すべき時に会員に到達したものとみなすことに異議のないものとします。ただし、前項の届出事項の変更を行わなかったことについて、止むを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。

第6条 カードの紛失・盗難

会員は、カードを紛失または盗難にあったときは、直ちにその旨を甲に連絡するものとします。

1. 会員は、カード紛失または盗難にあった場合は、第2条の入会手続きにより新たにカードを発行します（以下「新カード」という）。紛失したカードの本人確認ができれば、ポイント、コジカ電子マネー、タイヨーポイントマネーを引き継ぎます。

2. 破損・汚損によりポイント加算できない場合は、本カードをサービスカウンターへ持参及び本人確認を条件として、新カードを発行し、累積ポイントは引き継ぎ有効とします。ただし、カード持参がない場合、前項に準じます。

第7条 危険負担

会員がカードを紛失または盗難にあった場合、その旨を甲に連絡する前に、第三者によりポイント・コジカ電子マネーの利用、タイヨーポイントマネーの利用がなされた場合は、これによる損失は会員が負担するものとし、甲は一切の責任を負わず損害の補償はいたしません。

第8条 会員資格の喪失

会員は、次のいずれかに該当した場合直ちに会員資格を喪失するものとします。

- ①入会時に虚偽の申告をした場合
- ②違法または不正行為があった場合
- ③故意による2重の入会申込を行った場合
- ④第5条1項に定める連絡を怠った場合
- ⑤虚偽の売上登録を行った場合
- ⑥前各号の他、本規約に違反した場合
- ⑦その他、会員として不適当であると甲が判断した場合

会員資格を喪失した場合は、その時点での未使用ポイント、コジカ電子マネー、タイヨーポイントマネーは全て失効します。

第9条 退会

1. 会員は随時退会できるものとします。退会に際しては、甲所定の手続を行い、カードを返却していただきます。コジカ電子マネー、タイヨーポイントマネー機能をご利用の場合、残高を使い切ってから退会してください。

2. 退会に伴い会員が退会時まで積み立てたポイントは消滅するものとします。

第10条 規約の変更・終了

1. 会員は、甲が本規約または特約、サービスの内容を予告なく変更・改訂・廃止すること、および一定の告知期間を設けたうえでカードの運用を中断または終了することを、予め承諾するものとします。なお、会員は本規約の変更があった場合、改訂後の規約に従うことを予め承諾するものとします。

2. 前項により会員に何らかの障害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負いません。

第11条 ポイント利用の一時停止

コンピュータや通信回線等、ポイントシステムに障害およびメンテナンスの必要が生じた場合、一時的にポイント等各種サービスが利用出来なくなる場合があります。

第12条 本人確認資料の提示

第三者によるなりすましの防止など個人情報保護の観点から、カードに署名がない場合、および切替等によりカードへポイントを移行する場合、その他甲が必要と判断した場合は、甲は会員に対し、運転免許証等の本人確認資料の提示を求め、会員本人であることを確認することがあります。

第13条 個人情報の収集・保有・利用・提供

1. 会員は、甲の店舗運営における会員に対するポイントサービスおよび顧客管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を甲が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。会員が入会申込時または入会後に申告した情報、ポイント利用に関する利用日時、利用店舗名、利用金額、支払方法。

2. 甲は、第13条記載の利用目的のために、甲が業務を委託する会社に対し開示が必要な場合を除き、予め会員の同意を得ずに個人情報を第三者に開示しないものとします。

第14条 個人情報の利用目的

会員は、甲が下記の目的のために第13条1項の個人情報を利用することに同意します。

- ①甲の店舗運営における宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進
- ②甲の店舗運営におけるマーケティング活動・商品開発
- ③甲及び株式会社タイヨーグループ各社から受託して行う宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進
- ④甲の認める会社から受託して行う宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進

第15条 個人情報の公的機関への提供

会員は、甲が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準じる公共の利益のために必要がある場合、公共機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第16条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 会員は、甲に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。甲に開示を求める場合には、第19条記載の甲の窓口に連絡してください。

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第17条 本規約の不同意

甲は、会員が入会に必要な記載事項（申込書に会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。但し、第14条に同意しない場合でも、これを理由に甲が入会をお断りすることはありません。

第18条 個人情報の利用中止の申出

甲は本規約第14条による同意を得た範囲で当該個人情報を利用している場合であっても、会員から中止の申出があった場合は、それ以降の甲による利用を中止する措置をとります。中止の申出は、第19条記載の甲の窓口まで連絡してください。

第19条 お問い合わせ窓口

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや利用の中止、ポイントカードのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。

●株式会社タイヨー本部カード事務局

電話番号 0299-92-6481 受付時間：10時～17時（土日・祝日は除きます）